

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人加古川食肉公社定款（以下「定款」という。）第13条及び第26条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事、監事及び評議員の報酬等は、定款第13条及び定款第26条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。